



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第23号

目次

規 則

- 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の一部改正等…………… 1
- 知的障害者福祉法施行細則等の一部改正等…………… 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正…………… 18

告 示

- 栃木県手数料条例別表第1の208の3の項の知事が定める変更…………… 27

訓 令

- とちぎりハビリテーションセンター職員被服貸与規程の廃止…………… 27

教育委員会

- 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正…………… 27
- 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部改正…………… 30
- 平成18年給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則等の廃止…………… 31
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正…………… 32
- 栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正…………… 36

監 査 委 員

- 栃木県監査委員事務局規程の一部改正…………… 37

規 則

栃木県規則第十六号

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第一条 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成十一年栃木県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則	指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定める。

(申請書等の様式)

第二条 次の表の上欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書等の様式は、それぞれ当該各号の下欄に定めるところによらなければならない。

一 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第一百七十条第一項及び第一百五十五条の二第一項の規定による指定又は許可の申請	略
一の二 法第七十条の二第一項（法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。） 、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第九十八条第一項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一百三十一条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第一百七十条の二第一項の規定による指定又は許可の更新の申請	略
二 略	
三 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第一百三十一条及び第一百五十五条の五第一項並びに旧法第一百一十一条の規定による変更の届出のうち施行規則第一百三十一条第一項、第三百三十五条、第三百三十七条第一項、第三百四十条の二の二第一項及び第三百四十条の二十二第一項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第百	略

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定める。

(申請書等の様式)

第二条 次の表の上欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書等の様式は、それぞれ当該各号の下欄に定めるところによらなければならない。

一 法第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第一百七十条第一項及び第一百五十五条の二第一項の規定による指定又は許可の申請	略
一の二 法第七十条の二第一項（法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。） 、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第一百七十条の二第一項 の規定による指定又は許可の更新の申請	略
二 略	
三 法第七十五条第一項、第八十二条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第一百一十一条及び第一百五十五条の五第一項 の規定による変更の届出のうち施行規則第一百三十一条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十五条、第三百三十七条第一項、第三百四十条及び第三百四十条の二十二第一項	略

三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第四百十条に掲げる事項の変更届出

四 法第七十五条第一項、第九十九条第二項、第一百零三条第一項及び第一百五十五条の五第一項の規定による事業の再開の届出

四の二 法第七十五条第二項、第一百零三条第二項及び第一百五十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

五 法第九十一条及び旧法第一百零三条の規定による指定辞退届出

六 法第九十四条第二項及び第一百七十条第二項の規定による開設許可事項の変更申請

七 法第九十五条及び第九十九条の規定による管理者の承認申請

八 法第九十八条第一項第四号及び第一百零二条第一項第四号の事項に係る介護老人保健施設の広告の許可申請

九 旧法第八十条第一項の規定による指定の変更申請

十 法第一百五十五条の三十二第二項及び第四項並びに旧法第一百五十五条の三十二第二項及び第四項の規定による業務管理体制の整備又は区分の変更の届出

十一 法第一百五十五条の三十二第三項及び旧法第一百五十五条の三十二第三項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更届出

(指定又は許可を受けた旨の掲示)

第三条 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第一百七十条第

に掲げる事項の変更届出

四 法第七十五条第一項、第八十二条第一項、第九十九条第一項及び第一百五十五条の五第一項の規定による事業の再開の届出

四の二 法第七十五条第二項、第八十二条第二項、第九十九条第二項及び第一百五十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

五 法第九十一条及び第一百零三条の規定による指定辞退届出

六 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請

七 法第九十五条の規定による介護老人保健施設の管理者の承認申請

八 法第九十八条第一項第四号の事項に係る介護老人保健施設の広告の許可申請

九 法第八十条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更申請

十 法第一百五十五条の三十二第二項及び第四項の規定による業務管理体制の整備又は区分の変更の届出

十一 法第一百五十五条の三十二第三項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更届出

(指定又は許可を受けた旨の掲示)

第三条 法第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第一百七十条第

一項及び第百十五條の二第一項並びに旧法第七
條第一項の規定により指定又は許可を受けた者
は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は
施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(公示)

第五條 法第七十八條、第九十三條、
第百四條の二、第百十四條の七及び第百十五條の
十並びに旧法第百十五條の規定による公示は、そ
れぞれ施行規則第百三十一條の二、
第百三十五條の二、第百三十七條の二、第
百四十條の二の三及び第百四十條の二十三並びに
旧施行規則第百四十條の二に掲げる事項のほか、
介護保険事業所番号について行うものとする。

(実施細目)

第六條 この規則に規定するもののほか、指定居宅
サービス事業所、介護
保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定
等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(介護保険の実施のための必要な準備)

第七條 知事は、この規則の施行前においても、指
定居宅サービス事業所
、介護保険施設の指定等に関し必要な業務を行
うことができる。

一項及び第百十五條の二第一項
の規定により指定又は許可を受けた者
は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は
施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(公示)

第五條 法第七十八條、第八十五條、第九十三條、
第百四條の二、第百十五條及び第百十五條の
十
の規定による公示は、そ
れぞれ施行規則第百三十一條の二、第百三十三條
の二、第百三十五條の二、第百三十七條の二、第
百四十條の二及び第百四十條の二十三
に掲げる事項のほか、
介護保険事業所番号について行うものとする。

(実施細目)

第六條 この規則に規定するもののほか、指定居宅
サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護
保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定
等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(介護保険の実施のための必要な準備)

第七條 知事は、この規則の施行前においても、指
定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業
所、介護保険施設の指定等に関し必要な業務を行
うことができる。

別記様式第一号（付表一から付表十六―二までを除く。）を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

受付番号

指定居宅サービス事業所
介護保険施設 指定(許可)申請書
指定介護予防サービス事業所

年 月 日

栃木県知事 様

住所
申請者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

Application form table with sections for applicant information, business location, and a detailed table of service types (訪問介護, 居宅療養管理指導, etc.) with checkboxes for implementation and existing designations.

備考

- 1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定等を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定（許可）申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保健医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」）を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 8 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

別記様式第1号付表四

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	

を

医師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士

に改め、同様式付表五を次の

ように改める。

付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文			第	条第	項第	号
病院、診療所、薬局の別						
管理者	フリガナ	(郵便番号 -)				
	氏名	住所				
	生年月日					
従業者の職種・員数		医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	管理栄養士
常勤 (人)						
非常勤 (人)						
主な 掲 示 事 項	営業日					
	営業時間					
	利用料	法定代理受領分 (一割負担分)				
		法定代理受領分以外				
	その他の費用					
通常の事業実施地域						
添付書類		別添のとおり				

備考

- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所若しくは保険薬局が行うものについては、法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
- 5 「歯科衛生士」には、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師を含みます。
- 6 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

別記様式第1号様式長-1中「通所介護（療養通所介護）事業所」および「通所介護事業所」の並びに「医療従事者」の欄を次のように改める。

医師		作業療法士		代行者名	フリガナ	
理学療法士		専従の看護師			氏名	

医師		作業療法士		理学療法士		代行者名	フリガナ	
言語聴覚士		専従の看護師					氏名	

改め、同様式付表丸を次のように改める。

付表9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号 -)		県 郡市									

連絡先	電話番号					FAX番号							
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第 条第 項第 号								
事業所種別	①介護老人保健施設				(該当に○を記入)								
	②介護医療院												
	③指定介護療養型医療施設												
	④療養病床を有する病院・診療所												
	⑤老人性認知症疾患療養病棟を有する病院												
	⑥診療所(③④の場合を除く。)												
指定申請を行う病棟部分の入院患者または利用者の定員											人		
指定申請を行う病棟部分の入院患者の数(⑤⑥の場合記入)											人		
管理者	フリガナ		住所 (郵便番号 -)										
	氏名												
	生年月日												
指定申請を行う病棟部分の従業者の職種・員数(⑤⑥の場合記入)			担当医師	看護職員		介護職員		作業療法士		精神保健福祉士等		一看護単位あたりの病床数	
				専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
常勤(人)													
非常勤(人)													
常勤換算後の人数(人)													
基準上の必要人数(人)													
適合の可否													
指定申請を行う病棟(病室)部分の設備基準上の数値記載項目(⑤⑥の場合記入)					基準上の必要数値				適合の可否				
⑤	病室	1病室の病床数		床		床以上							
		入院患者1人あたり床面積		㎡		㎡以上							
		老人性認知症疾患療養病棟の用に供される床面積		㎡		㎡以上							
	廊下	片廊下の幅		m		m以上							
		中廊下の幅		m		m以上							
	生活機能回復訓練室面積		㎡		㎡以上								
	デイルームと面会室の合計面積		㎡		㎡以上								
⑥	利用者1人あたり床面積		㎡		㎡以上								
主な揭示事項	利用料		法定代理受領分(一割負担分)										
			法定代理受領分以外										
	その他の費用												
	通常の送迎の実施地域												
添付書類			別添のとおり										

備考

- 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 「指定申請に係る施設部分の入院患者又は入所者の定員」欄は、当該施設のうち、短期入所療養介護に供する部分の定員について記載すること。
- 介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設が行うものについては、法第72条第1項又は旧法第72条第1項の規定により、指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
- 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

別記様式第1号付表十川を次のように改める。

付表13 削除

別記様式第1号付表十五を次のように改める。

付表 15 介護老人保健施設・介護医療院の許可に係る記載事項（その1）

受付番号

施設	フリガナ								
	名 称								
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市							

連絡先	電話番号				FAX 番号				
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第 条第 項第 号				
管 理 者	フリガナ				(郵便番号 -)				
	氏 名				住所				
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		名 称						
		兼務する職種	-----						
通所リハビリテーションの実施の有無		有 ・ 無		短期入所療養介護の実施の有無		有 ・ 無			
入所者の予定数	人			一日当たりの通所総利用者予定数		人			
	上記のうち I型入所者	人						上記のうち II型入所者	人
従業者の職種・員数		医 師		薬剤師		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設、介護医療院及び通所リハビリテーション従事人数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
常勤換算後の人数 (人)									
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									
		理学・作業療法士・言語聴覚士		支援相談員		栄養士		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設、介護医療院及び通所リハビリテーション従事人数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
常勤換算後の人数 (人)									
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									
		診療放射線技師							
		専従	兼務						
介護老人保健施設、介護医療院及び通所リハビリテーション従事人数	常 勤 (人)								
	非常勤 (人)								
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									

付表 15 介護老人保健施設・介護医療院の許可に係る記載事項（その2）

施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)		カナ				
		名称				
設備基準上の数値記載項目			基準上の必要数値	適合の可否		
療養室	1室の最大定員	人	人以下			
	入所者1人あたり最小床面積	m ²	m ² 以上			
廊下	片廊下の幅	m	m以上			
	中廊下の幅	m	m以上			
機能訓練室面積		m ²	m ² 以上			
食堂面積		m ²	m ² 以上			
主な揭示事項	入所定員	人 (①I型療養床の定員 人、②II型療養床の定員 人)				
	利用料	法定代理受領分 (一割分)				
		法定代理受領分以外				
その他の費用						
通所リハビリテーションの状況						
従業者の職種・員数		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護職員	介護職員
常勤(人)						
非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)						
基準上の必要人数(人)						
適合の可否						
専用の部屋等の面積				基準上の必要数値	適合の可否	
			m ²	m ² 以上		
営業日		単位ごとの営業日				
営業時間 (単位毎の実施時間を明示)		(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員		人 (単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人)				
利用料		法定代理受領分 (一割分)				
		法定代理受領分以外				
その他の費用						
通常の事業実施地域						
協力医療機関	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
添付書類		別添のとおり				

備考

- 「受付番号」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 「主な提示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 従業者の員数については、総数を記載してください。
- 通所リハビリテーションを実施していない施設については、通所リハビリテーションの状況欄は記載を要しません。
- 当該介護保健施設サービス又は介護医療院サービス以外のサービスを実施する場合には、当該介護保健施設サービス又は介護医療院サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

「指定居宅サービス事業所」

「指定居宅サービス事業所

「指定居宅介護支援事業所
介護保険施設 指定（許可）更新申請書
指定介護予防サービス事業所」

「指定居宅サービス事業所

介護保険施設指定（許可）更新申請書
指定介護予防サービス事業所」

2 「〔※根拠規定〕」には、次の(1)から(6)までのサービスの区分に応じて、当該(1)から(6)までに定める根拠規定を記載してください。

- (1) 指定居宅サービス事業所 法第70条の2第4項において準用する法第70条第2項各号
- (2) 指定介護老人福祉施設 法第86条の2第4項において準用する法第86条第2項各号
- (3) 介護老人保健施設 法第94条の2第4項において準用する法第94条第3項各号
- (4) 介護医療院 法第108条第4項において準用する法第107条第3項各号
- (5) 介護療養型医療施設 旧法第107条の2第4項において準用する旧法第107条第3項各号
- (6) 指定介護予防サービス事業所 法第115条の11において準用する法第115条の2第2項各号

「（介護老人保健施設を除く。）」

「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」

「介護老人保健施設

開設許可事項変更申請書 「介護老人保健施設の」

介護医療院」

「介護老人保健施設管理者承認申請書」

「介護老人保健施設

管理者承認申請書 「介護老人保健施設の」

介護医療院」

「介護老人保健施設広告事項許可申請書」

「介護老人保健施設

広告事項許可申請書

介護医療院」

「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」

様式第10号(第2条関係)

業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

年 月 日

栃木県知事 様

事業者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

1 届出の内容
(1) 法第115条の32第2項(旧法第115条の32第2項)関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項(旧法第115条の32第4項)関係(区分の変更)
2 事業者
フリガナ名
主たる事務所の所在地
連絡先
法人の種類別
代表者の職名・氏名・生年月日
代表者の住所
3 事業所名称等及び所在地
4 施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで(旧施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで)の規定による届出事項
5 区分変更

備考

- 1 「事業者(法人)番号」には、記入しないでください。
2 「1 届出の内容」については、新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、「(1) 法第115条の32第2項(旧法第115条の32第2項)関係」の「(整備)」に、届出先区分の変更が生じた場合は、「(2) 法第115条の32第4項(旧法第115条の32第4項)関係」の「(区分の変更)」に、それぞれ○を付してください。
3 2において「(整備)」に○を付した場合は、「5 区分変更」について記入する必要はありません。また、2において「(区分の変更)」に○を付した場合であって、区分変更前の行政機関に対する届出であるときは、「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで(旧施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで)の規定による届出事項」について記入する必要はありません。

- 4 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 5 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。
- 6 「4 施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで（旧施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで）の規定による届出事項」については、事業所等数に応じて、該当する号全てに○を付し、それぞれに係る事項を届け出てください。この場合において、第2号に係る事項を届け出るときには、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日を記入し、第3号及び第4号に係る事項を届け出るときには、別様に記載した書類を添付してください。
- 7 「区分変更前事業者（法人）番号」には、区分変更前の行政機関が付番した番号を記入してください。
- 8 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。
- 9 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年栃木県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(重要事項の提供方法)</p> <p>第二条 条例第九条第二項(条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百五十二条第二項(条例第八十一条、第八十一条の三、第八十八条及び第二百四条(条例第二百十六条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百二十一条第四項、第二百四十三条第四項、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(重要事項の提供方法)</p> <p>第二条 条例第九条第二項(条例第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三条、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百五十二条第二項(条例第八十一条、第八十一条の三、第八十八条及び第二百四条(条例第二百十六条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百二十一条第四項、第二百四十三条第四項、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p>

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年栃木県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(重要事項の提供方法)</p> <p>第二条 条例第五十一条の二第二項(条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第一百二十四条、第一百三十四条第二項(条例第六十条、第六十五条の三、第七十二条及び第八十二条(条例第九十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百七条第四項、第二百三十一条第四項、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(重要事項の提供方法)</p> <p>第二条 条例第五十一条の二第二項(条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第一百二十四条、第一百三十四条第二項(条例第六十条、第七十二条及び第八十二条(条例第九十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百七条第四項、第二百三十一条第四項、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p>

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の廃止)

第四条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年栃木県規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢対策課）

栃木県規則第十七号

知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する等の規則

（知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第一条 知的障害者福祉法施行細則（昭和三十七年栃木県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（備付帳簿）</p> <p>第二条 栃木県障害者総合相談所長は、次に掲げる帳簿を整理し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>一・二 略</p>	<p>（備付帳簿）</p> <p>第二条 とちぎりハビリテーションセンター所長は、次に掲げる帳簿を整理し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>一・二 略</p>

別記様式第三号中「とちぎりハビリテーションセンター所長」を「栃木県障害者総合相談所長」に改める。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行細則（平成五年栃木県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（判定依頼書受理簿）</p> <p>第二条 栃木県障害者総合相談所長（以下「相談所長」という。）は、判定依頼書受理簿（別記様式第一号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>（相談記録票）</p> <p>第三条 相談所長は、法第十一条第二項に規定する業務を行ったときは、相談記録票（別記様式第二号）に必要な事項を記載の上、保存しなければならない。</p> <p>（補装具処方せん）</p> <p>第四条 相談所長は、法第十条第一項第二号二に掲げる業務を行い、政令第二条の規定により判定書を交付するときは、補装具処方せん（別記様式第三号）を添付することができる。</p>	<p>（判定依頼書受理簿）</p> <p>第二条 とちぎりハビリテーションセンター所長（以下「センター所長」という。）は、判定依頼書受理簿（別記様式第一号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>（相談記録票）</p> <p>第三条 センター所長は、法第十一条第二項に規定する業務を行ったときは、相談記録票（別記様式第二号）に必要な事項を記載の上、保存しなければならない。</p> <p>（補装具処方せん）</p> <p>第四条 センター所長は、法第十条第一項第二号二に掲げる業務を行い、政令第二条の規定により判定書を交付するときは、補装具処方せん（別記様式第三号）を添付することができる。</p>

（栃木県療育手帳交付規則の一部改正）

第三条 栃木県療育手帳交付規則（平成十二年栃木県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第二条 手帳は、県内に住所を有する者で、児童相談所又は栃木県障害者総合相談所において知的障害と判定された者（以下「知的障害者」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第五条 知事は、手帳の交付を受けようとする者について児童相談所又は栃木県障害者総合相談所が実施した判定の結果に基づいて、手帳の交付の可否を決定する。</p> <p>2 略</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第二条 手帳は、県内に住所を有する者で、児童相談所又はとちぎりハビリテーションセンターにおいて知的障害と判定された者（以下「知的障害者」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第五条 知事は、手帳の交付を受けようとする者について児童相談所又はとちぎりハビリテーションセンターが実施した判定の結果に基づいて、手帳の交付の可否を決定する。</p> <p>2 略</p>

別記様式中「1. とちぎりハビリテーションセンター」を「1. 障害者総合相談所」に改める。

(とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例施行規則の廃止)

第四条 とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成十二年栃木県規則第三十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県規則第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年栃木県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号付表三、付表三―二、付表八、付表八―二、付表九、付表九―二、付表十、付表十一―一、付表十一及び付表十一―二中「付表13」を「付表15」に改め、同様式中付表十四を付表十六とし、付表十二を付表十五とし、付表十二―二を付表十四―二とし、同様式付表十二（その一）中

介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定	有（月 時間）・無	を に改
介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定	有（月 時間）・無	
日中サービス支援型	生活支援員の業務の外部委託の予定	有（月 時間）・無	

め、「措置の種類」の次に「、協議会への報告・協議会からの評価等に関する措置の種類」を加え、同様式付表十二を同様式付表十四とし、同様式付表十一―二の次に次のように加える。

付表12 就労定着支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -) 栃木県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)	
	氏名			県	郡市	
	当該就労定着支援事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)					
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称				
		兼務する職種及び勤務時間等				
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等 第 条第 項第 号						
サービス管理責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)	
	氏名					
従業者の職種・員数	サービス管理責任者		就労定着支援員		/	
	専従 ※ 兼務		専従 ※ 兼務			
	従業者数	常勤(人)				
		非常勤(人)				
	常勤換算後の人数(人)					
基準上の必要人数(人)						
前年度の平均利用者数(人)						
一体的に運営する事業所の前年度の平均利用者数(人)						
主な揭示事項	営業日					
	営業時間					
	主たる対象者	特定無し	身体障害者			
			細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語
					内部障害	
		知的障害者	精神障害者	難病等対象者		
	利用料					
	その他の費用					
	通常の事業の実施地域					
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	している ・ していない			
苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者		
その他						
一体的に管理運営を行う他の事業所						
添付書類	別添のとおり(定款、寄附行為及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表)					

備考

- 「受付番号」「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 出張所等がある場合は、付表12-2にも記載してください。また、従業者については、本様式中に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 「※兼務」欄には、他の障害福祉サービスとの兼務を行う職員について記載してください。
- 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記入してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市町名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。
- 事業所指定を受ける一体的に運営する事業所の過去3年の一般就労の移行実績がわかる書類を添付してください。

付表12-2 就労定着支援を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -) 栃木県 郡市					
主な 掲 示 事 項	連絡先電話番号			F A X 番号			
	営業日						
	営業時間						
	主たる対象者	特定無し	身体障害者				
		細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害	
		知的障害者	精神障害者	難病等対象者			
	利用料						
	その他の費用						
	通常の事業の実施地域						
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	している ・ していない				
苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
その他							
一体的に管理運営を行う他の事業所							
添付書類	別添のとおり(定款、寄附行為及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表)						

備考

- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市町名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。
なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

付表13 自立生活援助事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 -) 栃木県 都市								
	連絡先電話番号				FAX番号					
管理者	フリガナ				(郵便番号 -)					
	氏名				住所 県 都市					
	当該自立生活援助事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)									
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称		兼務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等 第 条第 項第 号										
サービス管理責任者	フリガナ				(郵便番号 -)					
	氏名				住所					
従業者の職種・員数	サービス管理責任者		地域生活支援員		/					
			専従 ※ 兼務 専従 ※ 兼務							
	従業者数		常勤(人)							
			非常勤(人)							
	常勤換算後の人数(人)									
基準上の必要人数(人)										
前年度の平均利用者数(人)										
主な揭示事項	営業日									
	営業時間									
	主たる対象者		特定無し		身体障害者					
					細分無し		肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害
			知的障害者		精神障害者	難病等対象者				
	利用料									
	その他の費用									
	通常の事業の実施地域									
	その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない					
			苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
その他										
一体的に管理運営を行う他の事業所										
添付書類	別添のとおり(定款、寄附行為及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表)									

備考

- 「受付番号」「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 出張所等がある場合は、付表13-2にも記載してください。また、従業者については、本様式中に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 「※兼務」欄には、他の障害福祉サービスとの兼務を行う職員について記載してください。
- 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記入してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市町名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

付表13-2 自立生活援助を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -) 栃木県 郡市					
主な 掲 示 事 項	連絡先電話番号				F A X 番号		
	営業日						
	営業時間						
	主たる対象者	特定無し	身体障害者				
		細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害	
		知的障害者	精神障害者	難病等対象者			
	利用料						
	その他の費用						
	通常の事業の実施地域						
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	している ・ していない				
苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
その他							
一体的に管理運営を行う他の事業所							
添付書類	別添のとおり(定款、寄附行為及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表)						

備考

- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市町名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。
なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

別記様式第八号中

就労継続支援			1新規 2変更 3終了		
就労継続支援			1新規 2変更 3終了		
就労定着支援			1新規 2変更 3終了		
自立生活援助			1新規 2変更 3終了		

改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年栃木県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第二条 次の表の上欄の各号に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによらなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>一 法第二十一条の五の十五第一項若しくは第二十四条の九第一項の規定による指定の申請、<u>法第二十一条の五の十六第一項若しくは第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請又は法第二十一条の五の二十第一項若しくは第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二 <u>法第二十一条の五の二十第三項又は第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三 <u>法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開又は同条第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>四 <u>法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備又は法第二十一条の五の二十六第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)</u></td> <td>略</td> </tr> </table>	一 法第二十一条の五の十五第一項若しくは第二十四条の九第一項の規定による指定の申請、 <u>法第二十一条の五の十六第一項若しくは第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請又は法第二十一条の五の二十第一項若しくは第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請</u>	略	二 <u>法第二十一条の五の二十第三項又は第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出</u>	略	三 <u>法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開又は同条第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出</u>	略	四 <u>法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備又は法第二十一条の五の二十六第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)</u>	略	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第二条 次の表の上欄の各号に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによらなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>一 法第二十一条の五の十五第一項若しくは第二十四条の九第一項の規定による指定の申請又は<u>法第二十一条の五の十六第一項若しくは第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二 <u>法第二十一条の五の十九第一項又は第二十四条の十三</u> の規定による変更の届出</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三 <u>法第二十一条の五の十九第一項の規定による事業の再開又は同条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>四 <u>法第二十一条の五の二十五第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備又は法第二十一条の五の二十五第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)</u></td> <td>略</td> </tr> </table>	一 法第二十一条の五の十五第一項若しくは第二十四条の九第一項の規定による指定の申請又は <u>法第二十一条の五の十六第一項若しくは第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請</u>	略	二 <u>法第二十一条の五の十九第一項又は第二十四条の十三</u> の規定による変更の届出	略	三 <u>法第二十一条の五の十九第一項の規定による事業の再開又は同条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出</u>	略	四 <u>法第二十一条の五の二十五第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備又は法第二十一条の五の二十五第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)</u>	略
一 法第二十一条の五の十五第一項若しくは第二十四条の九第一項の規定による指定の申請、 <u>法第二十一条の五の十六第一項若しくは第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請又は法第二十一条の五の二十第一項若しくは第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請</u>	略																
二 <u>法第二十一条の五の二十第三項又は第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出</u>	略																
三 <u>法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開又は同条第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出</u>	略																
四 <u>法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備又は法第二十一条の五の二十六第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)</u>	略																
一 法第二十一条の五の十五第一項若しくは第二十四条の九第一項の規定による指定の申請又は <u>法第二十一条の五の十六第一項若しくは第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請</u>	略																
二 <u>法第二十一条の五の十九第一項又は第二十四条の十三</u> の規定による変更の届出	略																
三 <u>法第二十一条の五の十九第一項の規定による事業の再開又は同条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出</u>	略																
四 <u>法第二十一条の五の二十五第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備又は法第二十一条の五の二十五第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)</u>	略																

若しくは第二十四条の三十八第四項の規定による区分の変更の届出		若しくは第二十四条の三十八第四項の規定による区分の変更の届出	
五 法第二十一条の五の二十六第三項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）又は第二十四条の三十八第三項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更の届出	略	五 法第二十一条の五の二十五第三項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）又は第二十四条の三十八第三項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更の届出	略
六 略		六 略	
<p>(公示)</p> <p>第四条 法第二十一条の五の二十五又は第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一〜五 略</p>		<p>(公示)</p> <p>第四条 法第二十一条の五の二十四又は第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一〜五 略</p>	

「指定障害児通所支援事業所

別記様式第1号母 指定申請書 を

指定障害児入所施設 」

「指定障害児通所支援事業所

指定（変更指定）申請書 を、「係る指定」を「係る指定（変更指定）」と

指定障害児入所施設 」

「指
定

「指 定」を（変更指定）に改める。

別記様式第1号付表1母 「 看護師 」を「 看護職員 」に改め、同様式付表1母

「 指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員 」を

「 児童発達支援管理責任者 児童支援員 保育士 障害福祉サービス経験者 」に、

「 児童指導員 嘱託医 看護師 」を

「 機能訓練担当職員 嘱託医 看護職員 」に改め、同様式付表2母

「

看護師

」を「

看護職員

」に改め、同様式付表四中

「

指導員	保育士	児童発達支援 管理責任者	機能訓練 担当職員
-----	-----	-----------------	--------------

」を

「

児童発達支援 管理責任者	児童支援員	保育士	障害福祉サー ビス経験者
-----------------	-------	-----	-----------------

」に、

「

児童指導員	嘱託医	看護師
-------	-----	-----

」を

「

機能訓練 担当職員	嘱託医	看護職員
--------------	-----	------

」に改め、同様式付表八を同様式付表九とし、同様式付

表七中「

看護師

」を「

看護職員

」に改め、同様式付表七を同様式付表八とし、同様式付

表六中「

保育所等訪問支援	/
保育所等訪問支援	/

」

を「

居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問支援
居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問支援

」に、

「

指導員	看護師
-----	-----

」を「

障害福祉サー ビス経験者	看護職員
-----------------	------

」に改め、同様式付表六を同様

式付表七とし、同様式付表五を同様式付表六とし、同様式付表四の次に次のように加える。

付表5 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 —) 栃木県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 —)			
	氏名				県	郡市		
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称					
			兼務する職種及び勤務時間等					
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等				第 条第 項第 号				
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 —)		
	氏名							
従業者・員数の数	訪問支援員		児童発達支援管理責任者		/			
			専従	兼務			専従	兼務
	従業者数	常勤(人)						
		非常勤(人)						
備考								
基準上の必要人数(人)								
設備		専用の区画		有 ・ 無				
主な揭示事項	営業日							
	営業時間	サービス提供時間						
	利用料							
	その他の費用							
	通常の事業の実施地域							
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	している・していない					
苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者				
その他								
多機能型実施の有無		有 ・ 無						
添付書類		別添のとおり(定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表、財産目録等)、設備・備品等一覧表、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規他参考になるもの及び障害児通所給付費の請求に関する事項)						

備考

- 1 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 4 「その他の費用」欄には、保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

別記様式第四号中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に、「第21条の5の25()」を「第21条の5の26()」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

告 示

栃木県告示第百六十六号

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）別表第一の二百八の三の項の知事が定める変更を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県手数料条例別表第一の二百八の三の項の知事が定める変更は、構造設備の変更を伴う変更とする。

(高齢対策課)

訓 令

栃木県訓令第六号

とちぎりハビリテーションセンター

とちぎりハビリテーションセンター職員被服貸与規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

とちぎりハビリテーションセンター職員被服貸与規程を廃止する訓令

とちぎりハビリテーションセンター職員被服貸与規程（平成十三年栃木県訓令第十一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第二号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(課、室及び担当) 第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。		(課、室及び担当) 第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。	
課 室 名	担 当 名	課 室 名	担 当 名
略		略	

施設課	略
学校安全課	保健・給食担当、学校安全担当、児童・生徒指導担当
略	
文化財課	略

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。

課名	室名
総務課	略
学校安全課	福利室
学校教育課	児童生徒指導推進室、学力向上推進室
略	

（総務課の分掌事務）

- 第三条** 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 九 略
 - 十 教育行政に関する重要施策等の総合企画及び総合調整に関すること。
 - 十一 十四 略
 - 十五 人権教育に関する事務並びに人権教育に関する事業の総合企画及び総合調整に関すること（他の課及び室の所掌に属するものを除く。）。
 - 十六 十九 略

第四条 略

（学校安全課の分掌事務）

- 第五条** 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 保健及び給食の関係職員に対する指導及び助言に関すること。
 - 二 保健及び給食の施設及び設備に関すること。
 - 三 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。

施設課	略
略	
文化財課	略
健康福利課	経理担当、厚生給付担当、保健給食担当

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。

課名	室名
総務課	略
学校教育課	児童生徒指導推進室、学力向上推進室
略	

（総務課の分掌事務）

- 第三条** 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 九 略
 - 十 教育行政に関する重要施策等の総合企画及び調整に関すること。
 - 十一 十四 略
 - 十五 人権教育に関する事務並びに人権教育に関する事業の総合的な企画及び調整に関すること（他の課及び室の所掌に属するものを除く。）。
 - 十六 十九 略

第四条 略

- 四 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 五 学校における安全管理及び危機管理の総合企画及び総合調整並びに指導及び助言に関すること。
- 六 学校における安全教育に関すること。
- 七 児童・生徒指導の指針に関すること。
- 八 児童・生徒指導に係る緊急課題の対応に関すること。
- 九 福利厚生 of 企画及び実施に関すること。
- 十 公立学校共済組合に関すること。
- 十一 恩給及び退職手当に関すること。
- 十二 事務局等の職員並びに県立学校の幼児、児童、生徒及び教職員の健康管理に関すること。
- 十三 事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関すること。
- 十四 保健、給食及び福利厚生の関係団体に関すること。
- 十五 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- 十六 その他保健、給食、学校安全及び福利厚生に関すること。

第六条 略

(学校教育課の分掌事務)

第七条 学校教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

一 一 二 略

三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第八条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 特別支援教育に関する総合企画及び総合調整に関すること。

二 三 四 五 六 七 八 九 略

第九条 一〇 十一 略

第五条 略

(学校教育課の分掌事務)

第六条 学校教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

一 二 三 略

四 学校における安全教育及び安全管理に関すること。

五 六 七 八 九 十 十一 十二 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第七条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 特別支援教育に関する総合的な企画及び調整に関すること。

二 三 四 五 六 七 八 九 略

第八条 一〇 十一 略

(健康福利課の分掌事務)

第十一条 健康福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 福利厚生 of 企画及び実施に関すること。

二 公立学校共済組合に関すること。

三 恩給及び退職手当に関すること。

四 事務局等職員並びに県立学校の幼児、児童、

- 生徒及び教職員の健康管理に関すること。
- 五 事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関すること。
- 六 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 七 保健及び給食の関係職員に対する指導及び助言に関すること。
- 八 保健及び給食の施設及び設備に関すること。
- 九 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。
- 十 福利厚生、保健及び給食の関係団体に関すること。
- 十一 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- 十二 その他福利厚生、保健及び給食に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会規則第三号

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部を改正する規則

(事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正)

第一条 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則(昭和十六年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>① 附 則</p> <p>略</p>	<p>附 則</p> <p>2 1 略</p> <p>条例附則第十七項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)の五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後の給料の特別調整額は、第二条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額の百分の九十九を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

(栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則(平成七年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
① 附 則 略	2 1 附 則 略 <u>条例附則第十九項及び第二十項の教育委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</u> 一 <u>給料月額に対するへき地手当</u> 二 <u>給料月額に対するへき地手当に準ずる手当</u> 三 <u>給料月額に対する地域手当</u>

(栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則の一部改正)

第三条 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
① 略 <u>栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則</u>	2 1 略 <u>給与条例附則第十七項の規定により給与が減せられて支給される職員(前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。)</u> について、育児休業条例附則第五条第一項又は第二項の規定により読み替えられた給与条例附則第十七項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則(平成十八年栃木県教育委員会規則第十二号)
- 二 平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料に関する規則(平成二十七年栃木県教育委員会規則第三号)
- 三 平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則(平成二十八年栃木県教育委員会規則第一号)
- 四 平成二十八年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則(平成二十八年栃木県教育委員会規則第一号)

規則第十五号)

五 平成二十九年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十九年栃木県教育委員会規則第七号）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会訓令第一号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和三十九年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
<p>別表第一（第五条関係）</p> <p>一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>1 略</p> <p>2 特定専決事項</p> <p>総務課関係・施設課関係 略</p> <p>学校安全課関係</p>		<p>別表第一（第五条関係）</p> <p>一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>1 略</p> <p>2 特定専決事項</p> <p>総務課関係・施設課関係 略</p>					
<table border="1"> <tr> <td>教育次長専決事項</td> <td>学校安全課長専決事項</td> <td>総括課長補佐専決事項</td> <td>リーダー専決事項</td> </tr> </table>	教育次長専決事項	学校安全課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項	<p>一 学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第二十四条の規定による医療費の援助</p> <p>二 学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第九条第一項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮している者の認定</p> <p>三 県立学校の行事等の承認又は届出の処理</p> <p>四 退職手当（知事</p>		
教育次長専決事項	学校安全課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項				

の承認を要するものを除く。)の決定
 五 教育委員会事務局等の職員及び教職員の健康管理に関する事業の決定
 六 教育委員会事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関する事業の決定
 七 所属職員を公立学校共済組合の業務に従事させることの決定
 八 学校職員の結核検診の実施及びその事後措置
 九 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第三十条の規定による事務の処理

教職員課関係 略
 学校教育課関係

教育次 長専決 事項	学校教育課長専決 事項	総括課 長補佐 専決 事項	リ ダ ー 専 決 事 項
略	一〜五 略		
	六〜八 略		

特別支援教育室関係・生涯学習課関係 略
 スポーツ振興課関係

教育次 長専決 事項	スポーツ振興課長専 決 事 項	総括課 長補佐 専決 事項	リ ダ ー 専 決 事 項
------------------	--------------------	------------------------	---------------------------------

教職員課関係 略
 学校教育課関係

教育次 長専決 事項	学校教育課長専決 事項	総括課 長補佐 専決 事項	リ ダ ー 専 決 事 項
略	一〜五 略 六 県立学校の行事等(スポーツ振興課の所掌に属するものを除く。)の承認又は届出の処理 七〜九 略		

特別支援教育室関係・生涯学習課関係 略
 スポーツ振興課関係

教育次 長専決 事項	スポーツ振興課長専 決 事 項	総括課 長補佐 専決 事項	リ ダ ー 専 決 事 項
------------------	--------------------	------------------------	---------------------------------

一 略

文化財課関係 略

一 登山、臨海学校等の学校行事の承認
二 海外で実施される運動競技の試合等への参加の承認
三 略

文化財課関係 略
健康福利課関係

教育次長専決事項	健康福利課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リ ー ダー 専 決 事 項
	一 退職手当（知事の承認を要するものを除く。）の決定 二 教育委員会事務局等の職員及び教職員の健康管理に関する事業の決定 三 教育委員会事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関する事業の決定 四 所属職員を公立学校共済組合の業務に従事させることの決定 五 学校職員の結核検診の実施及びその事後措置 六 学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第二十四条の規定による医療費の援助 七 学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第九条第一項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮している者の認定 八 独立行政法人日		

二 略

別表第二（第十二条関係）

文書記号表

課 所 名	記 号
略	
施 設 課	略
学 校 安 全 課	学 安
略	
文 化 財 課	略
略	

別記様式第1号（第17条関係）

略

総 務 課 受 付	学 校 安 全 課 へ 配 付		
略	略	略	略

別記様式第2号（第18条関係）

略

総 務 課 受 付	学 校 安 全 課 へ 配 付		
略	略	略	略

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第三十条の規定による事務の処理

二 略

別表第二（第十二条関係）

文書記号表

課 所 名	記 号
略	
施 設 課	略
略	
文 化 財 課	略
健 康 福 利 課	健 福
略	

別記様式第1号（第17条関係）

略

総 務 課 受 付	健 康 福 利 課 へ 配 付		
略	略	略	略

別記様式第2号（第18条関係）

略

総 務 課 受 付	健 康 福 利 課 へ 配 付		
略	略	略	略

栃木県教育委員会訓令第二号

県立学校

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校職員安全衛生管理規程（平成十年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総括安全衛生管理者の代理者)</p> <p>第五条 学校安全課長は、総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）第三条に規定する事由が生じた場合には、その職務を代理する。</p> <p>(学校給食安全衛生担当者等)</p> <p>第八条の二 略</p> <p>2 学校給食安全衛生推進者は、<u>学校安全課長</u>が安全衛生管理事項に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる職員のうちから選任する。</p> <p>3 <u>学校安全課長</u>は、学校給食安全衛生推進者が欠けたとき又はやむを得ない理由によりその職務を行うことができなくなったときは、速やかに新たな学校給食安全衛生推進者を選任しなければならない。</p> <p>4 <u>学校安全課長</u>は、県立学校の給食調理場における安全及び衛生に関する事項について、関係職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。</p>	<p>(総括安全衛生管理者の代理者)</p> <p>第五条 <u>健康福利課長</u>は、総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）第三条に規定する事由が生じた場合には、その職務を代理する。</p> <p>(学校給食安全衛生担当者等)</p> <p>第八条の二 略</p> <p>2 学校給食安全衛生推進者は、<u>健康福利課長</u>が安全衛生管理事項に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる職員のうちから選任する。</p> <p>3 <u>健康福利課長</u>は、学校給食安全衛生推進者が欠けたとき又はやむを得ない理由によりその職務を行うことができなくなったときは、速やかに新たな学校給食安全衛生推進者を選任しなければならない。</p> <p>4 <u>健康福利課長</u>は、県立学校の給食調理場における安全及び衛生に関する事項について、関係職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。</p>
<p>(学校給食安全衛生担当者)</p> <p>第八条の三 略</p> <p>2 第七条第二項から第四項までの規定は、学校給食安全衛生担当者の選任について準用する。この場合において、同項中「<u>総括安全衛生管理者</u>」とあるのは、「<u>学校安全課長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(学校給食安全衛生担当者)</p> <p>第八条の三 略</p> <p>2 第七条第二項から第四項までの規定は、学校給食安全衛生担当者の選任について準用する。この場合において、同項中「<u>総括安全衛生管理者</u>」とあるのは、「<u>健康福利課長</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(総括安全衛生委員会)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>総務課長、施設課長、学校安全課長及び教職員課長の職にある者</u></p>	<p>(総括安全衛生委員会)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>総務課長、施設課長、教職員課長及び健康福利課長の職にある者</u></p>

三〇五 略
3・4 略

(庶務)

第十三条 総括安全衛生委員会の庶務は、学校安全課において行うものとする。

三〇五 略
3・4 略

(庶務)

第十三条 総括安全衛生委員会の庶務は、健康福利課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務課)

監 査 委 員

栃木県監査委員訓令第一号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県監査委員

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程（平成十二年栃木県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。
別表九の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令及びその復命の受理				
(1) 事務局長の1日の旅行に係るもの	○			
(2) 課長に係るもの	○			
(3) 総括課長補佐に係るもの		○		
(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの		○		
(5) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの			○	

別表九の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 職員の職務専念義務の免除の承認				
(1) 課長に係るもの	○			
(2) 総括課長補佐に係るもの		○		
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（事務局長を除く。）に係るもの			○	
4 職員の勤務時間の割振り及び週休日の振替え				
(1) 課長に係るもの	○			

(2) 総括課長補佐に係るもの		○			
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（事務局長を除く。）に係るもの			○		

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
